

ながた緑プロジェクト 緑化事業 助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ながた緑プロジェクトの一環として実施される緑化事業（以下「緑化事業」という。）に対する助成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）などの法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(緑化事業の種類)

第2条 区長は、次に掲げる緑化事業に対して、予算の範囲内で助成するものとする。

- (1) 商店街の緑化
- (2) 記念植樹
- (3) その他の緑化

(助成対象者、助成要件、助成内容等)

第3条 区長は、前条各号に規定する緑化事業の種類に応じて、それぞれ別表に定める対象者、緑化事業の内容及び対象経費（前条第2号に係る場合を除く。）に該当する場合に、それぞれ同表に定める助成を行うものとする。

(助成の申請)

第4条 第2条の助成を受けようとする者は、緑化事業の実施前に、助成申請書（様式第1号の1）を、同条各号に規定する緑化事業の種類に応じて、それぞれ別表に定める添付書類を添えて、区長に提出するものとする。

(助成の決定等)

第5条 区長は、前条の申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、助成の決定をしたときは、助成決定通知書（様式第2号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 区長は、前項の審査により助成を不相当と認めるときは、助成不可決定通知書（様式第3号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(実施報告書の提出)

第6条 前条第1項の助成の決定を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、当該緑化事業が完了したときは、速やかに実施報告書（様式第4号の1）

を区長に提出するものとする。

(助成金の交付額の確定)

第7条 補助金規則第16条第1項による通知は、助成金額確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(様式第6号)を前条の確定通知書を受領後直ちに区長に提出するものとする。

2 前項の請求があったときは、区長は、速やかに助成金を助成事業者へ支払うものとする。

(交付の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、助成事業者が、補助金規則第18条第2項に基づき当該緑化事業の完了前に概算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書(様式第7号)を区長に提出するものとする。

2 前項の請求があった場合において、区長は、概算払の必要性を精査し必要と認めるときは、速やかに当該請求にかかる助成金を助成事業者に支払うものとする。

3 区長は、前項の規定により助成金を支払った場合は、第6条の実施報告書の受領後5日以内に精算を行うものとし、補助金規則第20条第2項に基づく返還が発生するときは、速やかに当該事業者に納付書を交付し、直ちに返還を求めるものとする。

(助成金の取消の通知)

第10条 区長は、補助金規則第19条第3項の規定による通知は、助成金交付決定取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

附則 この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

ただし、既にながた緑プロジェクト商店街の緑化にかかわる活動助成金交付要綱により助成を受けている緑化事業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

（1）商店街の緑化

対象者
大正筋商店街、六間道商店街を管理する団体
緑化事業の内容
<ul style="list-style-type: none">・ 上記の商店街で取り組む緑化事業であること。・ 事業完了後5年間は緑化を維持すること。
対象経費
<ul style="list-style-type: none">・ 緑化資材費（一年草など花苗、フェンス・通路なども含む。）・ 施工費・ その他緑化に関わる経費（ただし、次に掲げるものは除く。）<ul style="list-style-type: none">①水分補給以外の飲食に関わるもの②対象者の人件費及び報酬③領収書がない等使途が不明なもの④その他区長が適当と認めないもの
助成
緑化事業に要する経費の全部又は一部で区長が決定する額の助成金の交付
添付書類
<ul style="list-style-type: none">・ 緑化事業計画書（様式第1号の2）・ 緑化事業収支予算書（様式第1号の3）・ 団体名簿（様式第1号の4）・ 実施箇所の位置図及び現況写真・ 土地所有者等の使用承諾書（様式第1号の5）又は維持管理書の写し

（2）記念植樹

対象者
<ul style="list-style-type: none">・ 緑化に取り組む団体等・ 緑化可能な土地を所有し、又は管理する個人
緑化事業の内容
<ul style="list-style-type: none">・ 長田南部で行う記念植樹であること。 ただし、区長が特別に認める場合はこの限りでない。・ 植樹場所は、外部から視認可能であり、樹木の育成が良好な土地であること。・ 植樹後5年間は樹木を育成すること。

助成
<ul style="list-style-type: none"> ・ 記念植樹の資材（樹木苗木及び樹名札）等の提供
添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 記念植樹計画書（様式第 1 号の 6） ・ 植樹場所の位置図及び現況写真 ・ 団体名簿（様式第 1 号の 4） ・ 土地所有者等の承諾書（様式第 1 号の 5）又は維持管理書の写し

（3）その他の緑化

対象者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員が概ね 10 名以上で、地域の緑化に取り組む団体等
緑化事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 長田南部で取り組む緑化事業であること。 ・ 緑化面積が 30 m²以上であること。 ・ 公共用地（公有地又は不特定多数の者が自由に利用できる公共の用に供する土地）における緑化事業であること。 ・ 上記公共用地は、外部から視認可能又は一般の区民が利用可能であること。 ・ 事業完了後 5 年間は緑化を維持すること。
対象経費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化資材費（一年草など花苗、フェンス・通路なども含む。） ・ 施工費
助成
<p>緑化事業に要する経費の全部又は一部で区長が決定する額の助成金の交付</p>
添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化事業計画書（様式第 1 号の 2） ・ 緑化事業収支予算書（様式第 1 号の 3） ・ 団体名簿（様式第 1 号の 4） ・ 実施箇所の位置図及び現況写真 ・ 土地所有者等の使用承諾書（様式第 1 号の 5）又は維持管理書の写し